

茨城県消費者基本計画の概要

第1章 計画策定等の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨
【趣旨】消費者を取り巻く環境の変化や消費者ニーズに対応した消費者政策を総合的かつ計画的に推進する。
- 計画改定の趣旨
【趣旨】消費者教育推進法を踏まえ、消費者教育を総合的に推進するため施策を位置付けるなどの改定を行う。
- 計画改定の性格
【性格】消費生活条例第5条第項に基づく、消費者施策の推進に関する基本的な計画であるとともに、茨城県総合計画の部門別計画である。消費者教育推進法の施行に対応し、同法第10条で定める県消費者教育推進計画として位置付ける。
- 計画の期間
平成23年度から平成27年度までの5年間（平成26年3月改定）

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 消費者を取り巻く環境の変化
・消費者問題の複雑化・多様化（取引形態の多様化等）
・高齢者の消費者被害の増加（悪質商法、振り込み詐欺等）
・食の安全に対する不安の増大（食品偽装問題等）
・インターネット等による消費者被害の増加（不当請求等）
・多重債務問題の深刻化（生活再建、ヤミ金問題等）
・環境問題の深刻化（地球温暖化、ごみ処理問題等）
・消費者被害の深刻化（平均契約購入金額の高額化等）
- 消費者行政を巡る動き
【国】消費者庁の設置（H21.9月 事故情報等の一元化）
消費者安全法の施行（県と市町村の役割を明記）
改正貸金業法の施行（総量規制、上限金利引下げ）
消費者教育推進法の施行（県等の責務・義務を明記）
【県】消費生活センターの機能強化（専門性の強化）
消費者行政活性化基金の造成（5.13億円）
【市町村】消費生活センター等の整備（全44市町村に設置）

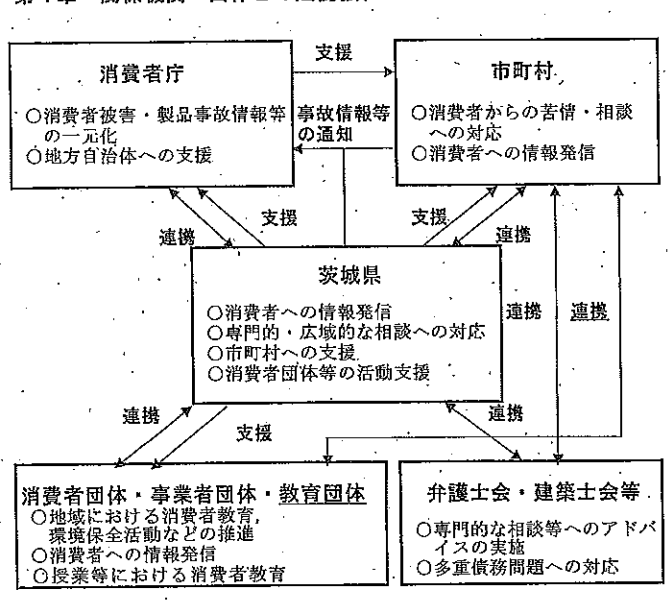
第3章 消費者政策の基本的方針と展開

基本方針1 ○安全・安心な消費生活の確保	基本方針2 ○消費者被害の救済	基本方針3 ○消費者の自立の支援	基本方針4 ○環境に配慮した消費生活の推進
(1)商品・サービスの安全性の確保 ・法令に基づく立入検査の実施 (2)食品等の安全性の確保 ・安全な生産、販売体制の確保 (3)規格・表示・計量の適正化 ・商品、サービス等の適正表示 (4)事業者指導の強化 ・特定商取引法に基づく立入調査 【関連施策35】	(1)消費生活相談体制の充実強化 ・市町村相談体制強化への支援 ・弁護士など専門家との連携 (2)消費生活相談員等の養成 ・相談員等の養成 ・相談員の資質向上 (3)消費者問題の早期解決 ・あつせん、調停制度の活用 【関連施策19】	(1)消費者ニーズの把握 ・消費者の意見把握 (2)消費者への情報発信 ・製品事故情報等の発信 (3)消費者教育の充実強化 (4)多重債務問題への対応 (5)高齢者・障害者への支援 ・高齢者見守り活動 (6)高度情報通信社会への対応 【関連施策27】	(1)地球温暖化防止活動の推進 ・グリーン購入の普及啓発 ・エネルギー使用量の削減 (2)資源循環型社会の形成 ・ごみ減量化、リサイクルの推進 (3)水環境にやさしいライフスタイルの推進 (4)環境学習の推進 【関連施策14】

消費者施策の実施にあたり、6つの重点項目を設定し、関連する21施策を重点施策として集中的に取り組む。

重点項目1 ○食品等の安全性の確保	重点項目2 ○事業者指導の強化	重点項目3 ○市町村消費生活相談体制強化への支援	重点項目4 ○消費者教育の充実強化	重点項目5 ○高齢者・障害者への支援	重点項目6 ○地球温暖化防止活動の推進
・食品営業施設等の監視指導 ・輸入食品の試験検査 ・エコ農業茨城の普及促進等 【重点施策5】	・事業者指導体制の強化 ・他都道府県との連携強化 【重点施策2】	・市町村消費生活相談支援員の配置 ・相談員の資質向上等 【重点施策4】	・授業等における消費者教育の充実 ・教育職員研修等の充実 ・地域における消費者教育の充実 ・消費者教育の担い手の育成 ・食生活に関する知識の普及啓発 ・児童生徒の食育の推進 ・消費者教育講師の派遣 【重点施策6】	・高齢者等の消費者被害の未然防止 ・地域と連携した高齢者等の見守り 【重点施策2】	・グリーン購入など環境に配慮した消費行動の促進 ・エネルギー使用量の削減 【重点施策2】

第4章 関係機関・団体との連携強化



第5章 計画の推進体制と進捗管理

- 計画の推進体制
消費生活行政連絡会議（関係36課所で構成）において、課題検討や情報交換など庁内連携を推進する。
- 計画の進捗管理
毎年度、消費者施策の実施状況等を検証・公表する。
(1)消費生活行政連絡会議で検証
(2)消費生活審議会への報告
(3)県民への公表
※社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

指標項目の設定
指標項目数 20指標（主な指標は、以下のとおり）

指標名	H21基準値	H27目標値
・食の不安を感じる県民の割合	80.6% (H20値)	50%未満
・いばらぎエコ農産物の栽培面積	1,923ha	6,000ha
・市町村の消費生活相談の受付割合	59.3%	75.0%
・有資格相談員の割合	75.0%	90.0%
・1人1日当たりのごみ排出量	973 (H20値)	949g